

ロシアに対する最恵国待遇停止のための法改正。  
個人的に試案を書いてみました。

関税定率法の一部を次のように改正する。

第5条中「並びに第九条第四項」を「第九条第四項並びに第九条の三」に改める。

第6条第1項中「及び第九条」を「、第九条及び第九条の三」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(最恵国待遇の停止)

第9条の3 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき又は国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第21条その他の国際取決めに基づき、政令で定めるところにより、国及び期間を指定し、同協定第1条（世界貿易機関協定以外の国際取決めにより同様の待遇を行っている場合は、当該規定を含む）の適用を否認し、及び同協定第2条の規定を適用しないことができる。

2 前項の規定により指定された国及び期間について、政令で定めるところにより、貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第8条の5中、「又は第九条第一項、第四項若しくは第八項」を「、第九条第一項、第四項若しくは又は第九条の三第二項」に改める。

2022年4月7日追記

法案が4月5日に国会に提出されました。

関税暫定措置法

(国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率)

第三条 国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「一般協定」という。）による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国（その一部である地域を含む。）を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に

輸入されるものに課する関税の率は、関税法第三条ただし書（課税物件）の規定にかかわらず、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定（前条の規定の適用があるときは、同条の規定）によるものとする。

- 2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

関税暫定措置法で規定です。期限付きでないのに関税暫定措置法というのはやや疑問ですが、経済連携協定関係も期限がないけど関税暫定措置法であるのでその点は整合性があるかなとも思います。

「国際関係の緊急時において、」と規定し発動する事態のみで発動する理由は規定していません。

発動の仕方は、最恵国待遇を否認するのではなく、条約の規定によるとする関税法第3条ただし書を適用しないと規定しています。この関税法第3条ただし書は、条約が優先することを注意的に規定しているというのが関税局の伝統的見解です（関税法規精解上巻（1979）p81）。そうであれば法律で適用停止にできるかという問題が生じます。もちろん一般協定第21条の規定による例外とするわけですが、その明示はありません。

このあたりどう整理したか興味のあるところです。